



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○現業会計年度任用職員の給与に関する規則	人 事 課
◎ 告 示	
・ 漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正（3件）	水 産 経 営 課
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	”
・ 道路の供用開始	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂 防 課

規 則

現業会計年度任用職員の給与に関する規則をここに公布する。
 令和2年2月18日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第4号

現業会計年度任用職員の給与に関する規則
 （趣旨）

第1条 この規則は、会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年長崎県条例第3号）第17条の規定に基づき、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定により同法の規定を準用する職員で、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定するもの（以下「現業会計年度任用職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。

（給料表）

第2条 現業会計年度任用職員に適用する給料表（以下「給料表」という。）は、現業職員の給与に関する規則（昭和32年長崎県規則第81号。以下「現業規則」という。）別表第1の現業職給料表（以下「現業職給料表」という。）とし、給料表の適用範囲は、常勤職員の例による。

（現業会計年度任用職員の職務の級）

第3条 現業会計年度任用職員となった者の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを現業職給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、現業規則別表第2の現業職給料表等級別基準職務表に定めるとおりとする。

（職種別基準表の適用方法）

第4条 別表の職種別基準表（以下「職務別基準表」という。）は、職種又は職名の欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 職種別基準表の学歴免許等の欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）別表第3の学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(現業会計年度任用職員の号給)

第5条 現業会計年度任用職員となった者の号給は、その者の職種又は職名及び学歴免許等に応じて、職種別基準表の基礎号給欄に掲げる号給とする。

2 現業会計年度任用職員となった者が職種別基準表の学歴免許等の欄に掲げる学歴を取得した以後の経験年数でその者の職務に有用なものを有する場合においては、前項の規定にかかわらず、その者の受けるべき同項に規定する号給の号数に常勤職員の例により算出して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給をもって、その者の受けるべき号給とすることができる。

3 前項に規定するその者の受けるべき号給は、職種別基準表の上限の欄に定められている号給を超えることができない。

4 前項の規定による号給の上限は、職種別基準表の上限の欄に掲げる号給の範囲内で、その者の職の職務の内容又は責任、職務遂行上必要となる知識又は技術、職務経験等を考慮して任命権者が別に定めることができる。

(パートタイム現業会計年度任用職員の給料)

第6条 月額で給料を支給するパートタイム現業会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号の規定により採用された現業会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の給料の額は、第2条から前条までの規定による給料月額（以下「基準月額」という。）に、当該パートタイム現業会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 日額で給料を支給するパートタイム現業会計年度任用職員の給料の額は、勤務1日につき、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム現業会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で給料を支給するパートタイム現業会計年度任用職員の給料の額は、勤務1時間につき、基準月額を162.75で除して得た額とする。

(給料の特例)

第7条 特別の事情により第2条から前条までの規定による給料の額により難しいときは、これらの規定にかかわらず、給料表に定める5級における最高の号給の給料月額の範囲内において任命権者が定めることができる。

(現業会計年度任用職員の地域手当)

第8条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年長崎県条例第47号）第4条の2に規定する地域に在勤する現業会計年度任用職員には、常勤職員の例により、地域手当を支給する。

(現業会計年度任用職員の通勤手当)

第9条 通勤手当は、常勤職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して定める。

(フルタイム現業会計年度任用職員の特地勤務手当等)

第10条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署又は学校に勤務するフルタイム現業職員会計年度任用職員（法第22条の2第1項第2号の規定により採用された現業会計年度任用職員をいう。以下同じ。）には、その者の勤務形態並びに職務内容、責任及び特殊性等を考慮して、常勤職員の例により、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することができる。

(現業会計年度任用職員の時間外勤務手当等)

第11条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた現業会計年度任用職員には、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を基礎として、常勤職員の例により、時間外勤務手当を支給する。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日又は週において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務（以下「時間外勤務」という。）のうち、その日の時間外勤務の時間とその日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間又はその週の時間外勤務の時間とその週における正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の時間外勤務手当にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の100（その時間外勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の125）を乗じて得た額とする。

2 任命権者において、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日を定められた現業会計年度任用職員が、当該日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を基礎として、常勤職員の例により、休日勤務手当を支給する。

3 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する現業会計年度任用職員には、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を基礎として、常勤職員の例により、夜間勤務手当を支給する。

4 宿日直勤務を命ぜられた現業会計年度任用職員には、常勤職員の例により、宿日直手当を支給する。

(現業会計年度任用職員の期末手当)

第12条 任期が6月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である現業会計年度任用職員に対して、現業規則第19条の規定を準用し、期末手当を支給する。

2 現業規則第19条第3項に定める期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

(1) 月額で給料を支給する場合 基準日(現業規則第19条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

(2) 日額で給料を支給する場合 基準日前6月の期間において、月の初日から末日までの間在職した月(以下「特定月」という。)に割り振られた勤務日の日数の合計を特定月の月数で除した日数(1日未満の端数を生じたときは、小数点以下第2位を四捨五入する。)に基準日における給料の日額及びこれに対する地域手当の額の合計額を乗じて得た額

(3) 時間額で給料を支給する場合 基準日前6月の期間において、特定月に割り振られた正規の勤務時間の合計を特定月の月数で除して得た時間(1時間未満の端数を生じたときは、30分以上の端数は1時間に切り上げ、30分未満の端数は切り捨てる。)に基準日における給料の時間額及びこれに対する地域手当の額の合計額を乗じて得た額

3 任期が6月に満たない現業会計年度任用職員のうち、一会計年度内における現業会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、以後、当該現業会計年度任用職員は、当該会計年度において、任期が6月以上の現業会計年度任用職員とみなす。

(現業会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第13条 給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で調整することが、適当でないと認められる特殊な勤務に従事したフルタイム現業会計年度任用職員には、その者の勤務形態及び職務の内容、責任、特殊性等を考慮して、常勤職員の例により特殊勤務手当を支給することができる。

(フルタイム現業会計年度任用職員の退職手当)

第14条 退職手当は、退職又は死亡したフルタイム現業会計年度任用職員に対して、常勤職員の例により支給する。

(現業会計年度任用職員の給与の減額)

第15条 現業会計年度任用職員が正規の勤務時間中勤務しないときは、任命権者において勤務することを要しないこととされている場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(現業会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第16条 第11条第1項から第3項まで及び前条に規定するフルタイム現業会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、常勤職員の例による。

2 第11条第1項から第3項まで及び前条に規定するパートタイム現業会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 月額で給料を支給する場合 第6条第1項の規定により計算して得た額及びこれに対する地域手当の額の合計額に、12を乗じて得た額を当該パートタイム現業会計年度任用職員に定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの(任命権者において、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日を定められたパートタイム現業会計年度任用職員にあつては、当該1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該パートタイム現業会計年度任用職員に定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数に18を乗じたものを減じたもの)で除して得た額

(2) 日額で給料を支給する場合 第6条第2項の規定により計算して得た額及びこれに対する地域手当の額の合計額を当該パートタイム現業会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額で給料を支給する場合 第6条第3項の規定により計算して得た額及びこれに対する地域手当の額の合計額

(休職者の身分及び給与)

第17条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(現業会計年度任用職員の給与の端数処理)

第18条 現業会計年度任用職員の給与の端数処理については、この規則に定めるもののほか、常勤職員の例による。

(現業会計年度任用職員の給与の支給方法)

第19条 日額及び時間額で報酬を支給するパートタイム現業会計年度任用職員の給与については、その都度又は一の月の分をその翌月21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を給与の支給日とする。

2 前項に定めるもののほか、現業会計年度任用職員の給与の支給については、常勤職員の例による。

(現業会計年度任用職員の給料の日割計算)

第20条 現業会計年度任用職員となった者に給料を支給する場合又は現業会計年度任用職員が離職したときに、給料を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間に勤務日として指定された日数を基礎（任命権者において、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日を定められた会計年度任用職員にあつては、その期間の現日数から会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年長崎県人事委員会規則第8号）第8条及び第9条の規定に基づく、週休日の日数を差し引いた日数を基礎）として、日割りによって計算する。

(この規則により難い場合の措置)

第21条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、任命権者が別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日（以下「基準日」という。）において法第3条第3項第3号に規定する特別職として報酬を月額で支給され、かつ、施行日において基準日と同一の職にパートタイム現業会計年度任用職員として新たに採用された職員で、施行日以降におけるその者の受ける給料月額（以下「新給料月額」という。）及びこれに対する地域手当の額により算出される年収額が基準日における報酬月額により算出される年収額（以下「旧年収額」という。）に達しないこととなる職員には、施行日から令和7年3月31日までの間、新給料月額のほか、旧年収額を14.6（施行日から令和3年3月31日までの間は13.69）で除して得た額に、次の各号の当該職員に支給される地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合（地域手当が支給されない職員は100分の100）を乗じて得た額から新給料月額を差し引いた額を給料として支給する。

- (1) 1級地 120分の100
- (2) 2級地 116分の100
- (3) 3級地 115分の100
- (4) 4級地 112分の100
- (5) 5級地 110分の100
- (6) 6級地 106分の100
- (7) 7級地 103分の100

(現業規則の一部改正)

3 現業規則を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年長崎県条例第47号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例に規定する現業職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>以下「職員」という。）の給与の額、支給方法等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(初任給)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年長崎県条例第47号。以下「条例」という。）第14条の規定に<u>基</u>き、条例に規定する現業職員（以下「職員」という。）の給与の額、支給方法等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(初任給)</p>

第3条 略

2及び3 略

4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額とする。

第3条 略

2及び3 略

4 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額とする。

（この附則により難い場合の措置）

4 この附則により難い事情があるときは、あらかじめ知事が定めるところにより別段の取扱いをすることができる。

別表 職種別基準表（第4条関係）

職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限	
		級	号給	級	号給
汽かん士、運転士、自動車整備士及び電気士及び電気士	高校卒	1	19	1	43
交換技術員、守衛及び監視員	中学卒	1	7	1	43
営繕技術員、窯業技術員、機械操作技術員、キーパンチャー、庁務員、農事員、畜産技術員、調理員、業務員及び介助員	中学卒	1	3	1	39
県立学校業務補助職員	中学卒	1	3	1	11

告 示

長崎県告示第97号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく魚類養殖共済についての加入区の設定（平成30年長崎県告示第834号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日

長崎県知事 中村 法道

表中南区第1005加入区の項から南区第1008加入区の項までを削り、

南区第1067加入区	南区第1067号の漁業権の区域	を
五区第1000加入区	五区第1000号の漁業権の区域	

南区第1067加入区	南区第1067号の漁業権の区域	に改め、
南区第1068加入区	南区第1068号の漁業権の区域	
南区第1069加入区	南区第1069号の漁業権の区域	
南区第1070加入区	南区第1070号の漁業権の区域	
南区第1501加入区	南区第1501号の漁業権の区域	
五区第1000加入区	五区第1000号の漁業権の区域	」

五区第1013加入区の項、五区第1016加入区の項及び五区第1058加入区の項を削り、

五区第1502加入区	五区第1502号の漁業権の区域	を
北区第1000加入区	北区第1000号の漁業権の区域	

五区第1502加入区	五区第1502号の漁業権の区域	に改める。
五区第1110加入区	五区第1110号の漁業権の区域	
五区第1504加入区	五区第1504号の漁業権の区域	
五区第1111加入区	五区第1111号の漁業権の区域	
五区第1505加入区	五区第1505号の漁業権の区域	
北区第1000加入区	北区第1000号の漁業権の区域	

長崎県告示第98号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づく真珠養殖共済についての加入区の設定（平成30年長崎県告示第835号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日

長崎県知事 中村 法道

表中北区第3048加入区の項、北区第3051加入区の項、北区第3059加入区の項、北区第3063加入区の項及び北区第3064加入区の項を削り、

「 北区第3114加入区	北区第3114号の漁業権の区域	」を
対区第3000加入区	対区第3000号の漁業権の区域	

「 北区第3114加入区	北区第3114号の漁業権の区域	」に改め、対区第3020加入区の項、対区
北区第3116加入区	北区第3116号の漁業権の区域	
北区第3117加入区	北区第3117号の漁業権の区域	
北区第3118加入区	北区第3118号の漁業権の区域	
北区第3119加入区	北区第3119号の漁業権の区域	
対区第3000加入区	対区第3000号の漁業権の区域	

第3021加入区の項、対区第3023加入区の項から対区第3029加入区の項まで及び対区第3139加入区の項を削り、

「 対区第3142加入区	対区第3142号の漁業権の区域	」を
--------------	-----------------	----

「 対区第3142加入区	対区第3142号の漁業権の区域	」に改める。
対区第3510加入区	対区第3510号の漁業権の区域	
対区第3511加入区	対区第3511号の漁業権の区域	
対区第3161加入区	対区第3161号の漁業権の区域	
対区第3162加入区	対区第3162号の漁業権の区域	
対区第3163加入区	対区第3163号の漁業権の区域	
対区第3164加入区	対区第3164号の漁業権の区域	
対区第3165加入区	対区第3165号の漁業権の区域	
対区第3166加入区	対区第3166号の漁業権の区域	
対区第3167加入区	対区第3167号の漁業権の区域	
対区第3168加入区	対区第3168号の漁業権の区域	
対区第3169加入区	対区第3169号の漁業権の区域	
対区第3170加入区	対区第3170号の漁業権の区域	

長崎県告示第99号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定に基づくかき養殖共済についての加入区の設定（平成30年長崎県告示第836号）の一部を次のように改正する。

令和2年2月18日

長崎県知事 中村 法道

表中五区第2019加入区の項を削り、

「 五区第2055加入区	五区第2055号の漁業権の区域	」を
北区第2000加入区	北区第2000号の漁業権の区域	

「 五区第2055加入区	五区第2055号の漁業権の区域	」に改め、
五区第2056加入区	五区第2056号の漁業権の区域	
北区第2000加入区	北区第2000号の漁業権の区域	

「 対区第2508加入区	対区第2508号の漁業権の区域	」を
--------------	-----------------	----

「 対区第2508加入区	対区第2508号の漁業権の区域	」に改める。
対区第2509加入区	対区第2509号の漁業権の区域	

長崎県告示第100号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定によ

る届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和2年2月18日

長崎県知事 中村 法道

加入区	漁業の区分
野母崎三和第1加入区	野母崎樺島町の区域の小型合併漁業（主として一本釣りを営む漁業）、脇岬町の区域の中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が5トン以上20トン未満であるものをいう。）並びに野母崎樺島町及び脇岬町の区域内の小型合併漁業（主としてたこつぼを営む漁業）区分
美津島町第5加入区	小型合併漁業及びいか釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）区分

長崎県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	南島原市深江町丙字岸ノ下496番2地先から 南島原市深江町丙字岸ノ下497番1地先まで	令和2年2月18日

公 告

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和2年2月18日

長崎県知事 中村 法道

- 縦覧期間 令和2年2月18日から令和2年3月2日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 縦覧場所 島原振興局建設部河港課、島原市役所市民安全課
- 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - 島原市
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 意見書の提出
 - 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - 前2号により提出された意見書等で有効なもの、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき島原

市長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒855-8501 島原市城内1丁目1205
島原振興局建設部河港課

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表(八九五)
二一一一
二一一一
四一

印刷所
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥